明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四九）　四
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二五〇）　五
○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二五一）　六
○国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（二五二）　七
○私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（二五三）　八
○国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令（二五四）　八
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行期日を定める政令（二五五）　八
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（二五六）　八
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（二五七）　九
○サービス産業消費喚起事業給付金の支払の臨時特例に関する政令（二五八）　一〇

〔府令・省令〕

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（**内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**三）　一〇

〔省　令〕

○郵便法施行規則の一部を改正する省令（**総務**八〇）　一一
○総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（**総務・経済産業**二）　一二
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令（**法務**四七）　一三
○承継法人が分割により承継した兼業者たる法人の権利の登記等の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（**財務・経済産業**三）　一三
○じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一五四）　一三
○経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**六九）　一四
○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四十七条第一項に規定する分割証明情報に係る申請手続に関する省令（**同**七〇）　一四
○建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（**国土交通**六九）　一四

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**一〇）　一五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（**総務**二五四）　一五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二五五）　一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（**同**二五六）　一六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（**同**二五七）　一六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（**同**二五八）　一六
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件（**同**二五九）　一六
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（**総務・財務・経済産業**一）　一六
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準（**総務・経済産業**三）　一六五
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの（**同**四）　一六六
○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続（**同**五）　一六七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（**法務**一四九）　一七〇
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（**財務・経済産業**三）　一七一
○動物用生物学的製剤基準の一部を改正する件（**農林水産**一六八九）　一七二

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。